

社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬に関する

事業者団体ヒアリングについて（意見陳述）

平成14年4月

財団法人 全国福祉輸送サービス協会

介護報酬に関する事業者団体ヒアリングについての意見陳述概要

1 (財団法人) 全国福祉輸送サービス協会の概要について

本協会は、全国身体障害者輸送連絡協議会として昭和52年発足以来一貫して高齢者・身体障害者等の移動制約者の移送サービスを目的とした事業者で構成された全国組織の団体であります。その後平成4年に現在の名称に変更された。

リフト等特別な装置を備えた自動車による道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業を営む事業者として社会福祉関係団体と協力し福祉輸送サービスの継続的発展及び利用者の利便性の向上を図るため、調査研修事業、教育研修等を実施、福祉輸送サービスの健全で調和のある発展と円滑な輸送サービスを事業目的としている。現在までの主な事業活動は

- ① 福祉車両取得に対する自動車税、自動車取得税
- ② 福祉タクシー別建運賃の創設
- ③ 協会独自の福祉輸送サービスに伴う補償保険制度確立
- ④ 介護保険制度に福祉輸送の給付対象事業指定
- ⑤ 福祉輸送に従事者に対する輸送技術、介護技術等の教育研修

(厚生労働省による80%補助事業に認定済み)

- ⑥ 福祉車両の改良、改善に関する検討等
- ⑦ ケア輸送サービス従事者研修制度の創設及び開催

(社) シルバーサービス振興会、(社) 全国乗用自動車連合会と共同による。等であり、以上が当協会の概要でございます。

2 意見内容

- 1) 介護保険制度に福祉輸送サービス（乗車前の介助、移送、乗車後の介助）を介護報酬の算定対象とすること。

高齢化社会の到来と身体障害者の方々による社会参加の機会の増加に伴い高齢者、身体障害者等が自由に移動できる交通手段が求められている。

ドア・ツー・ドアの機動力のある公共輸送機関として福祉輸送サービス事業（福祉タクシー、介護タクシー、福祉バス等）の社会的役割を果たすことが今後とも益々重要になってきている。

この時代的要請に鑑み、当福祉輸送サービス事業者は高齢者、身体障害者等の方々の旅客輸送（移送）の推進にあたって、ドライバーの教育研修を独自に実施し、利用者の声に即した福祉車両の開発を進め、国民の信頼と安全が確保されるように努めている。このため、要介護者等の輸送についても介護保険制度の給付対象とされるよう切に要望いたします。

- 2) 介護保険報酬の施設（指定通所リハビリテーション事業所44点及び指定短期入所療養介護事業所184点）への送迎について報酬単価を見直されたい。

上記各施設への送迎報酬単価がタクシー認可運賃等に比較して、移送（コスト）を到底まかなえない大巾な低額である。

3 今後の福祉輸送サービス事業の方向

- ① ホームヘルパーあるいは、ケア輸送研修認定により多くの人材を育成・確保する高齢化社会のニーズに対応する。
- ② 規制緩和により事業許可が取得しやすくなったことで需要があれば大幅に事業者が増加し、雇用対策にも大きく貢献すると思われる
- ③ 軽車両の新規導入（通達）による新規のコストの安い輸送力の確保ができる。
- ④ S T S等の新たなシステム開発（輸送事業者、ボランティア団体、N P O等の連携によって遠隔地、過疎地等の高齢者等の輸送サービスの対応が確保される。

以上のような施策が確保されることにより介護保険制度の一翼を担うことになった場合には、他の社会福祉関係団体と協力し、国民の期待に応えるべき最大限の努力を致します。